

県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託
プロポーザル募集要項

令和8年3月16日

岐阜県商工労働部県産品流通支援課

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
第3 評価に関する事項	4
1 評価方法	
2 プロポーザル評価会議	
3 プロポーザル評価基準	
第4 選定に係る事項	5
1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い	
3 提案者が1者又はない場合の取り扱い	
4 評価結果等の通知及び公表	
第5 契約の締結	5
1 契約方法	
2 契約保証金	
第6 業務の適正な実施に関する事項	6
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護（県の規定を準用）	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	6
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8 不当介入における通報義務	6
1 妨害又は不当要求に対する通報義務	
2 履行期間の延長請求	
第9 その他	7
第10 問い合わせ先	7
別表 プロポーザル評価基準	8

県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託 プロポーザル募集要項

県内メーカーの海外販路開拓・拡大を目的とした「県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

○留意事項

本事業は、「国と県の協議が整うこと」及び「令和8年度岐阜県の当初予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

そのため、国との協議が整い、岐阜県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託

2 業務内容

別添「委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託費の上限

3,465,274円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を適切に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

①日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥プロポーザル評価会議の開催日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されているものであること。

- ⑦岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うに当たっては、当該免許、許可、認可を受けている、または受ける見込みがあること。

2 企画提案書の作成

以下の項目（詳細は「別添『仕様書』」も参照すること）について、事業の企画を様式1に沿って作成してください（様式は任意）。

- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料、折込使用可）とします。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。
- ・企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては県と調整することとしてください。
- ・企画提案書は25ページ以内（表紙含む）に収めることとします。
- （1）実施方針
- （2）業務の実施計画
- （3）実施スケジュール
- （4）提案者の過去の実績
- （5）提案者の能力等（経営基盤）
- （6）事業実施体制
- （7）社会的課題への取組み

3 プロポーザルの手続き等

（1）スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公開・配布	令和8年3月16日（月）～4月3日（金）正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和8年3月16日（月）～3月27日（金）正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年3月16日（月）～4月3日（金）正午
④ プロポーザル企画提案書受付	令和8年3月16日（月）～4月10日（金）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年4月下旬（予定）
⑥ 評価結果の公表・通知	令和8年5月上旬（予定）

（2）募集要項等の公表・配布

- ① 配布期間
令和8年3月16日（月）～4月3日（金）正午（閉庁日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分（最終日4月3日（金）については、正午までとする。）
ただし最終日は正午までとする。
- ② 配布場所
募集要項等は、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲示します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/485421.html>
※紙媒体での配布を希望の場合は、以下の配布場所までお越しください。
〔配布場所〕 3月31日（火）まで
岐阜県商工労働部県産品流通支援課
（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）
4月1日（水）以降
岐阜県商工労働部地域産業課
（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

(3) 質問事項の受付、回答

① 受付期間

令和8年3月16日(月)～3月27日(金) 正午(必着) (閉庁日を除く。)

② 提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、「募集要項等に関する質問書(別紙1)」を、県産品流通支援課あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

E-mail: c11370@pref.gifu.lg.jp

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「【質問】県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託」と記したうえで送信してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/485421.html>

(4) 参加申込の受付

① 受付期間

令和8年3月16日(月)～4月3日(金) 正午(必着) (閉庁日を除く。)

② 提出方法

- ・参加希望者は参加申込書(別紙2)を第10記載の担当課まで持参又は郵送により提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は正午まで)とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和8年4月3日(金)正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

③ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和8年3月16日(月)～4月10日(金) 正午(必着) (閉庁日を除く。)

② 提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式1)

※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意。

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式2)

ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式4)

③ 提出部数

8部(正本1部、副本7部。参考・説明資料含む。)

④ 提出方法

- ・第10記載の担当課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は正午まで)とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和8年4月10日(金)正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ク 事業者選定終了までに、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、参加辞退届（別紙3）を、第10記載の担当課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税を明記することとしてください。
- ・事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「県産品海外販路向けローカライズ支援業務委託プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 15分間程度

(3) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は2名以内とします。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

なお、各評価項目の合計点を1構成員につき100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ① 各構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- ② 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付すこととします。

順位	1位	2位	3位	4位	…
順位点	1点	2点	3点	4点	…

- ③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。
- ④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い

順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。なお、順位点合計の最も低いかつ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準に満たない場合又は提案者がない場合には、再度公募を検討します。

4 評価結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、下記の項目を岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに公表します。なお、電話等での問い合わせには応じません。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/485421.html>

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の総評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合には公表しない。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合

には、最低基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護（県の規定を準用）

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行う場合があります。委託契約終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

- ・最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。
- ・最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

[3月31日(火)まで]

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 海外展開係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
TEL : 058-272-8090 (直通)
FAX : 058-278-3563
E-mail : c11370@pref.gifu.lg.jp

[4月1日(水)以降]

岐阜県商工労働部地域産業課 海外展開係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
TEL : 058-272-8090 (直通)
FAX : 058-278-3563
E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

別表

【評価方法】

- ①下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
- ②評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、…）
- ④各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
① 共通事項（10点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	アンケートの実施	事業の趣旨を理解し、県内メーカーの新規販路開拓に資する事業展開・スキームとなっているか。	5	4	3	1	0
2	全体スケジュール	事業を適切かつ効果的に進めるにあたり、妥当なものとなっているか。	5	4	3	1	0
② 企画提案に関する提案（70点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	海外バイヤーの選定	対象国ごとに提案されたバイヤーの選定基準や理由は妥当であるか。県産品に関心を有し、ローカライズや商談成約が見込まれるバイヤーを選定しているか。	20	15	10	6	0
2	県内メーカーの募集・選定	参加者が特定の県内メーカーに偏らないよう募集テーマを明確にするとともに、県内メーカーを多数集められるよう募集方法に工夫はあるか。	10	8	5	2	0
3	訪問アドバイス兼商談の実施	招請時期内に適切に実施できるスケジュール内容となっているか。また、訪問アドバイスの成果を向上させるための事前準備等の工夫はあるか。	15	10	8	3	0
4	アドバイス後の支援	買付けやローカライズに係る個別相談や販売先の提示など成約に結び付くよう効果的な支援内容となっているか。	20	15	10	6	0
5	アンケートの実施	訪問アドバイス後のアンケート内容及び実施方法は適切かつ効果的であるか。	5	4	3	1	0
③ 業務の実施体制等に関する事項（20点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	経営基盤・業務実施能力・体制等	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤、実施能力、実績を有し、県や県内加工食品事業者等、バイヤーと円滑・迅速に連絡調整できる体制が整っているか。	10	8	5	2	0
2	事業費の妥当性	事業費の積算は、提案されたそれぞれの企画内容と整合し適切であり、業務規模と大きくかけ離れていないか。	5	4	3	1	0
3	社会的課題等への取組み	「障がい者雇用」（1点）、「仕事と家庭の両立支援」（1点）、「若者の採用・育成」（1点）、「パートナーシップ構築」（1点）、「事業継続計画（BCP）の策定」（1点）といった社会的課題等の解決に積極的に取り組んでいるか。	（ /5点）				
合計100点満点							